

会議名	第1回 小金井市都市計画マスタープラン 市民説明会
日時	令和3年2月27日（土）14:00～15:30
場所	東小金井駅開設記念会館（マロンホール）2階会議室
出席者	15名
配布資料	資料 小金井市都市計画マスタープラン中間報告（案）

1. 開会

- ・課長挨拶＜省略＞（事務局）

2. 資料説明

（1）小金井市都市計画マスタープラン 中間のまとめ（案）について

- ・説明用動画上映
- ・補足説明＜省略＞（事務局）

3. 質疑応答

【市民1】

分野別に色々な方針を掲げているが、アンケート調査結果で住みたいまちとあるように、全体を統合した目標があると良いと思った。そういった意味で、内閣府が提唱するSDGs未来都市という考え方があり、現在94の自治体がSDGs未来都市の認定を受けている。17のゴールが設定され、様々な分野で使われているが、今回の都市計画マスタープランでは、SDGsの考え方が盛り込まれていないような印象を受ける。内閣府によるモデル事業として選定されると、財政的な支援が受けられるなどメリットもある。個人的には、SDGs未来都市の考え方は、全世界共通の目標として非常に良いものだと思うため、前向きに検討できないか。

【事務局】非常に大切な視点であると思う。資料13ページに、市全体の目標として「つながる「人・みどり・まち」～暮らしたい 暮らし続けたい 優しさあふれる小金井～」を提案させていただいた。また、SDGsについては、資料15ページ以降の分野別方針のなかで、SDGsマークを関連付けて示している。

【市民2】

これまで、策定委員会や市民協議会など、傍聴・参加させていただいた。優先整備路線の2路線について、これら会議体での議論の報告がされていないのが不親切だと感じている。資料19ページ（2）幹線道路の整備方針について、1点目の文章で「道路整備を計画的に進めます」と記載されている一方で、3点目では「必要に応じて今後の方針を検討します」とあり、市としてどういう方向性で20年後の都市計画道路について考えているのか分からない。市民アンケート調査でも当該路線の整備に対する反対の割合は高く、市長からも都へ要望書を提出した通りの見解を持っていながら、資料中の文章からその思いが読み取れない。

【市民3】

これまで、パブリックコメントや市民アンケート調査など様々な方法で市民の声を把握しているなかで、みどりの問題、自然環境の問題を含めて、特定の都市計画道路の整備に対する反対の意見が出ているのに、資料中のどこにその意見が反映されているのか心配である。個人的には、3・4・3号線の整備について、現在住宅が建ち並ぶところに幅員16m程度の大きな道路が整備される計画と認識しているが、約60年も前に作成された計画について、実際にいつ検証を行い、将来に必要な路線であるという結論に至ったのか、そのプロセスを教えてください。

【市民2】

都の区域マスタープランと市の都市計画マスタープランの位置づけについて、「即して」という意味がよく分からない。みどりが大切なみどりが大切に、道路整備は進めないと記載できないのか。都に対して遠慮する必要はないと思う。なぜそこまで都の計画にこだわらないといけ

ないのか。市の考え方を方向性として示せばよいのではないか、その考えが資料中には見られない。

【事務局】あくまでも市の方針としては、3・4・11号線については事業化に賛同しかねるという考え方である。

【市民2】

なぜ記載しないのか。

【事務局】市としての考え方は、要望書のとおり。しかし、都市計画マスタープランにおいて、法令に基づき都市計画決定された道路を無視して、異なる方針を掲げるということは難しい。そのため、分野別方針図として、未整備の都市計画道路については、点線で表現し、実際に施行済のものとして表現している。また、市の考え方として読めるように、資料19ページ(2)幹線道路の整備方針の3点目の文章のとおり、「必要に応じて今後の方針を検討します」と記載した。都市計画道路のなかでも、都道については、市として変更権限や事業認可の権限が無い場合、どうしても事実を踏まえた書き方になっている点、御理解いただきたい。

【市民4】

都市計画法の中には、調整していいという言葉がある。市の当事者として、都に申し出て、アクションを取らないとおかしいのではないか。

【市民5】

都市計画の決め方について、市の動き方、そのプロセスがよく分からない。議事録も残ってないし、なぜ大切な証拠が残らないのか。誰も知らないうちに、都市計画道路の計画を進めますと決まってしまうのはおかしいのではないか。

【市民6】

資料1ページの都市計画マスタープランの位置付けについて、都の計画から一方向の関係性となっているが、都市計画法第15条の2では、必要な場合には都道府県に対して申し出ができると記載されている。従って、位置付けの関係性は双方向の矢印で示すべきではないか。都市計画の中心は市が主体になるため、都の方針に異議があるならば、都としっかり調整していかないといけないと思う。

【市民7】

都道については権限が無いという説明であったが、意見は言えるのではないか。都内のある市では、都の優先整備路線について、市長からの要望により、都の計画から外したという話を聞いたことがある。市町村からの意見があれば、都も無理に計画を推し進めることはできないと思う。都市計画マスタープランの内容についても、方針図から特定の路線を削除するのではなく、市民からの意見として反対の声が多いということを一文入れる必要があるのではないか。また、3・4・3号線に関する意見があったが、都市計画道路の各路線の必要性をどのように検証して、本当に必要なかどうか、その内容を明記すべきではないか。

【市民8】

若い方の意見をもっと盛り込むべきだと思う。中学生の意見を把握しているという説明があったが、とても必要なことである。2040年の将来を見据えた計画ということで、20年後の社会情勢は、自動運転や災害時の救援物資の輸送方法、シェアエコノミーの考え方、電気自動車の普及、交通量の変化など、大きく変化しているはず。これら将来の予見の整理は入れたほうが良いと思う。また、計画で掲げた色々な方針の優先順位を明確にする必要があるのではないか。優先整備路線に関する話が多く出ているが、行政の論理、都への付度で資料中のような書き方になっているということだが、そもそも誰による誰のためのマスタープランなのか分からない。

【市民9】

現行のマスタープランでは、3・4・1号線、3・4・11号線、3・4・12号線の3路線については、整備推進や見直しなど明記されていた。しかし、今回の中間報告ではなぜそうしないのか、説明が全然納得いかない。市として、この3路線については都への見直しを再度求めるという一行但し書きを入れるだけでも我々は納得できる。本日の多くの意見を率直に捉えて、主体的に市の姿勢をマスタープランに謳うよう見直ししていただきたい。

【市民10】

皆さんの意見は、都市計画道路1本で質問されているが、都市計画課は道路を整備する課なのか。何をされている課なのか。

【事務局】 都市計画の範囲はとても広く、都市計画道路や都市計画公園なども都市計画に含まれる。まちづくり全体のハード的な部分は、ほとんど都市計画に含まれる。御意見いただいている都施行の優先整備路線についても、都市計画道路ということで、都市計画課が窓口となり、都への要望書提出や市民の方々の御意見を受ける窓口となっている。

【市民11】

資料18ページに公共交通空白地域の図面が掲載されているが、現状を記載するだけでなく、この空白地域の対策を具体的に記載いただきたい。また、COCOBASの再編について、新小金井駅がルートから外れると聞いたが、地域住民は不便になることを危惧している。COCOBASについても、利便性を損なわないようにするや便利にするなど、具体的な方針を記載してほしいと思う。

【市民3】

3・4・3号線の整備の必要性について、どのような検証を行った上で、整備が必要と判断されたのか教えていただきたい。

【事務局】 都と多摩26市2町で、第4次事業化計画として都市計画道路の整備に関する方針を平成28年4月に作成している。その中で、15項目の視点で各路線の必要性を検証し、整理している。さらに、平成30年4月に、都市計画道路のあり方の検討として、未整備路線を対象にその必要性を再検証している。

【市民3】

机上の検討ではなく、現場での実態調査をされたのか。

【事務局】 具体的な判断基準については、後ほど御案内させていただきます。

【市民12】

なぜ第4次事業化計画で決めた判断基準の内容を市民に分かりやすく説明する機会を確保してくれないのか。御質問の方も、同じ思いであると思う。そういうことはしっかりと説明してほしい。

【事務局】 御質問の件については、別途お時間を設けさせていただき、御説明させていただきます。

以上